

# 令和3年度中央情勢報告

～法制度のうごき・全育連のうごき～

(一社) 全国手をつなぐ育成会連合会



この資料では、近時の知的障害者福祉に関する法制度のうごきや、全国手をつなぐ育成会連合会の動向などを幅広くお示ししています  
中央情勢報告の時間によっては項目の紹介のみとなるケースもありますので、ご了承ください

# 主な報告事項

(法制度のうごき)

障害福祉サービスの動向、障害者差別解消法の改正、成年後見制度に関するうごき など

(全国手をつなぐ育成会連合会のうごき)

一般社団法人格の取得と事務局体制の強化、大規模災害・新型コロナへの備え など

# 法制度のうごき

# 障害福祉サービスの動向

1. 障害福祉サービスについては、平成30年度に障害者総合支援法の改正と報酬改定、令和3年度に報酬改定が行われました
2. 平成30年度の法改正では「自立生活援助」や「就労定着支援」といった新しいサービスがスタートしたほか、重度障害者向けの日中も滞在することができる日中サービス支援型グループホームや高年齢を迎えた障害者が介護保険サービスへ移行しやすくするための仕組み（共生型類型）も制度化されました

# 障害福祉サービスの動向

3. 令和3年度の報酬改定では、重度障害者（強度行動障害・医療的ケア児者）への支援を拡充するとともに、相談支援事業の質の向上や新型コロナ・災害対策を強化しました
4. 中でも、就労継続A型・B型の報酬運用が大幅に変更されたほか、GHや生活介護の報酬が重度障害に手厚くなっています
5. また、障害者虐待の防止や身体拘束の廃止に向けた取組みをほぼ全サービスに義務化しました

# 近年の障害福祉サービス等の経緯

平成15年度	○支援費制度の施行（利用者がサービスを選択できる仕組み）	
平成18年度	○障害者自立支援法施行（3障害共通のサービス、地域生活、就労を支援）	
平成21年報酬改定	○良質な人材の確保（人材確保に積極的に取り組む事業所の評価（特定事業所加算等の創設）） ○事業者の経営基盤の安定（児童デイなど収支差率がマイナスの事業について基本報酬単価の見直し） ○サービスの質の向上（医療機関との連携による看護の提供、重複障害など障害特性への配慮） ○新体系への移行促進	改定率 5.1%
平成24年報酬改定	○福祉・介護職員の処遇改善の確保（基金事業から処遇改善加算の創設） ○障害児・者の地域移行・地域生活の支援 ・夜間支援の強化、家族のレスパイトのためのサービスの拡充等 ・相談支援や障害児支援について適切な報酬設定（H24.4施行分）	2.0%
平成24年4月	○障害者自立支援法・児童福祉法の一部改正法施行（相談支援の充実、障害児支援の強化 等）	
平成25年4月	○障害者総合支援法施行（地域社会における共生の実現、難病等をサービスの対象に）	
平成26年報酬改定	○消費税対応（基本報酬+加算）	0.69%
平成27年報酬改定	○福祉・介護職員の処遇改善（処遇改善加算の更なる上乗せ評価を行うための新たな区分を創設） ○障害児・者の地域移行・地域生活の支援 ・施設・病院からの地域移行支援、計画相談支援、生活の場としてのグループホーム等の充実 等	0%
平成28年5月	○障害者総合支援法・児童福祉法の一部改正法成立 ・自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援の創設 ・障害者の高齢化・重度化への対応 等	
平成29年報酬改定	○福祉・介護職員の処遇改善（処遇改善加算の更なる上乗せ評価を行うための新たな区分を創設）	1.09%
平成30年報酬改定	○障害者の重度化・高齢化を踏まえた、地域移行・地域生活の支援 ・日中サービス支援型グループホームの創設による重度化・高齢化への対応 ・福祉型強化強化短期入所の創設による医療的ケアの提供 ○医療的ケア児への対応等 ・医療的ケア児者に対する支援のための看護職員の配置を評価 ・障害児の状態像やサービス提供時間等に応じた基本報酬の設定 ○精神障害者の地域移行の推進 ○就労系サービスにおける工賃・賃金の向上、一般就労への移行促進 ・職場定着率や労働時間、工賃実績に応じた基本報酬の設定 ○障害福祉サービスの持続可能性の確保	0.47%
平成30年4月	改正障害者総合支援法施行・報酬改定	

# 障害者総合支援法・平成30年度改正の概要

## 1. 障害者の望む地域生活の支援

- (1) 施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスを新設する（自立生活援助）
- (2) 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスを新設する（就労定着支援）
- (3) 重度訪問介護について、医療機関への入院時も一定の支援を可能とする
- (4) 65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障害者が引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、利用しやすい「共生型類型」を創設し、障害者の所得の状況や障害の程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により軽減（償還）できる仕組みを設ける

## 2. 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

- (1) 重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを新設する
- (2) 保育所等の障害児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障害児に対象を拡大
- (3) 医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする
- (4) 障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定する

## 3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

- (1) 補装具費について、成長に伴い短期間で取り替える必要のある障害児の場合等に貸与の活用も可能とする
- (2) 都道府県がサービス事業所の事業内容等の情報を公表する制度を設けるとともに、自治体の事務の効率化を図るため、所要の規定を整備する



# 自立生活援助の概要

障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行う「自立生活援助」を創設

## 対象者

- 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等で、理解力や生活力等に不安がある者 等

## 支援内容

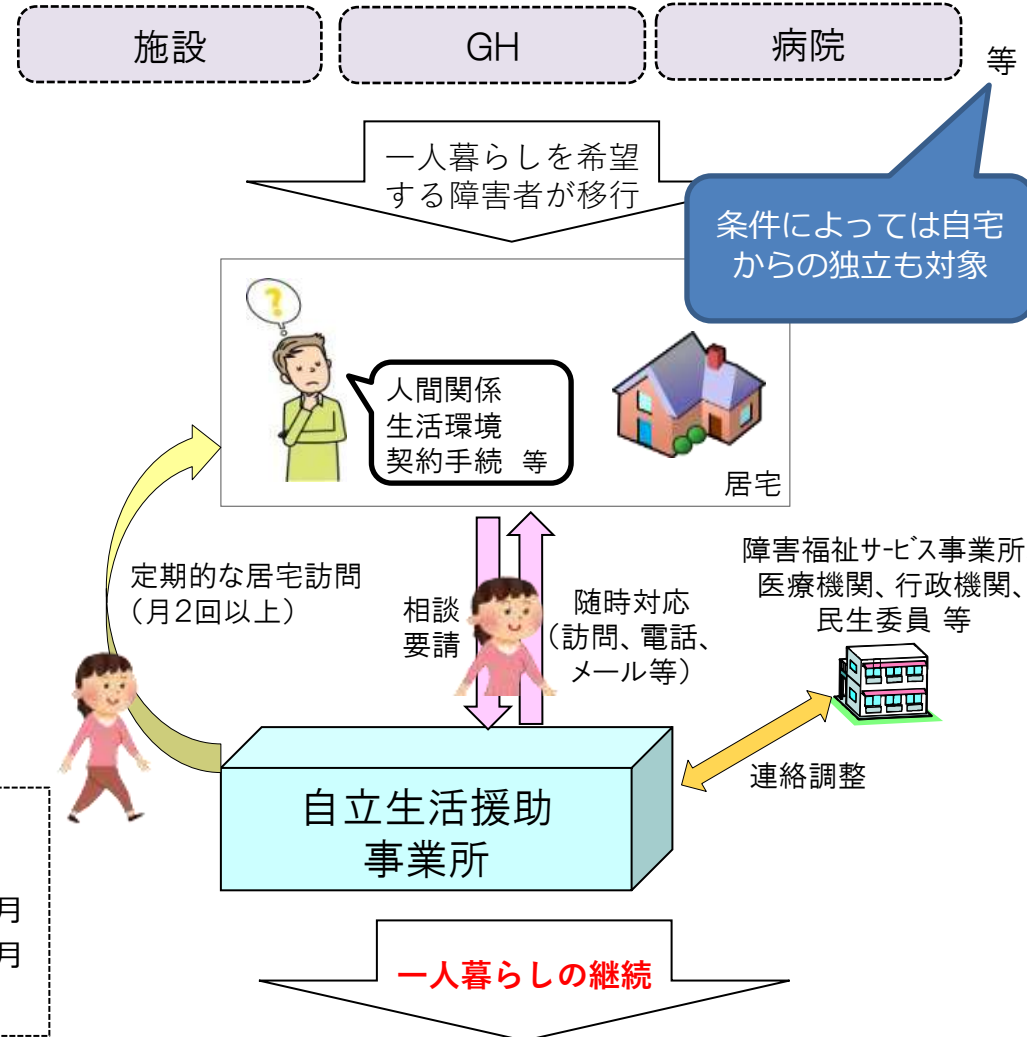
- 定期的に利用者の居宅を月2回以上訪問し、
  - ・ 食事、洗濯、掃除などに課題はないか
  - ・ 公共料金や家賃に滞納はないか
  - ・ 体調に変化はないか、通院しているか
  - ・ 地域住民との関係は良好かなどについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行う。
- 定期的な訪問だけでなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行う。
- 標準利用期間は1年（市町村判断で延長可能）

## 基本報酬

自立生活援助サービス費（退所等から1年以内の利用者）※

- ① 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満 1,547単位/月
- ② 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30以上 1,083単位/月

※ このほか、退所等から1年を超える利用者の基本報酬も設定



# 就労定着支援の概要

就労移行支援等を利用し、一般就労に移行した障害者の就労に伴う生活上の支援ニーズに対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行う「就労定着支援」を創設

## 対象者

- 就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者

## 支援内容

- 障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施。  
※ 利用者の自宅・企業等を訪問することにより、月1回以上は障害者との対面支援を行う。加えて、月1回以上は企業訪問を行うよう努めることとする。
- 利用期間は3年を上限とし、経過後は障害者就業・生活支援センター等へ引き継ぐ。

## 関係機関

就労移行支援事業所  
就労継続支援事業所 (A、B)  
生活介護  
自立訓練

- ・ 障害者就業・生活支援センター
- ・ 医療機関
- ・ 社会福祉協議会 等

就労に伴い生じている生活面の課題⇒生活リズム、体調の管理、給料の浪費等

- ・ 遅刻や欠勤の増加
- ・ 身だしなみの乱れ
- ・ 薬の飲み忘れ

働く障害者

企業等

一般就労へ移行

③ 必要な支援

① 相談による課題把握

② 連絡調整

就労定着支援事業所

② 連絡調整

## 基本報酬

- 就労定着率（過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち就労定着者数の割合）に応じた基本報酬を設定。  
就労定着支援サービス費 3,200単位/月（就労定着率9割以上）※  
※ 利用開始後1年目は更に240単位を加算

# 日中サービス支援型GHの概要

- **障害者の重度化・高齢化に対応**できる共同生活援助の新たな類型として、「日中サービス支援型共同生活援助」（以下「日中サービス支援型」という。）を創設。
- 日中サービス支援型の報酬については、重度の障害者等に対して常時の支援体制を確保することを基本とする。なお、利用者が他の日中活動サービスを利用することを妨げることがないような仕組みとする。
- 従来の共同生活援助よりも手厚い世話人の配置とするため、最低基準の5：1をベースに、4：1及び3：1の基本報酬を設定。

○ 日中サービス支援型共同生活援助（1日につき）

日中サービス支援型共同生活援助サービス費（I）【平成30年4月時点】

※ **世話人の配置が3：1の場合（日中もグループホームで過ごす場合の報酬単価）**

**区分6 1,098単位 区分5 982単位 区分4 816単位 区分3 633単位**

※ **日中サービスを併用する場合は報酬が減額される（区分2以下の場合は日中サービスの併用が原則）**

※ このほか、看護職員を常勤換算で1名以上配置した場合の加算を創設（看護職員配置加算 70単位/日）



2～10人

2～10人

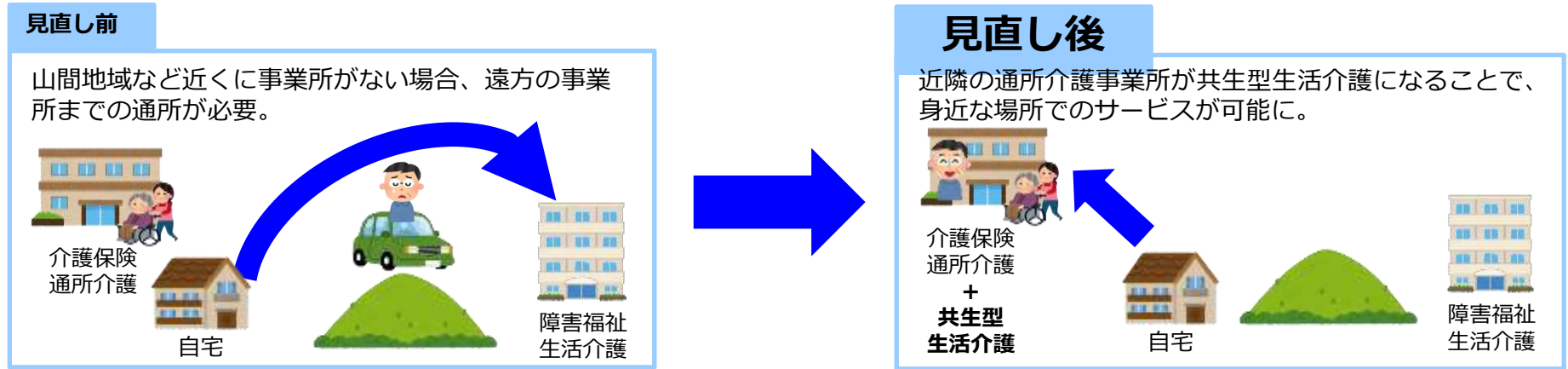
+

短期入所 1～5人

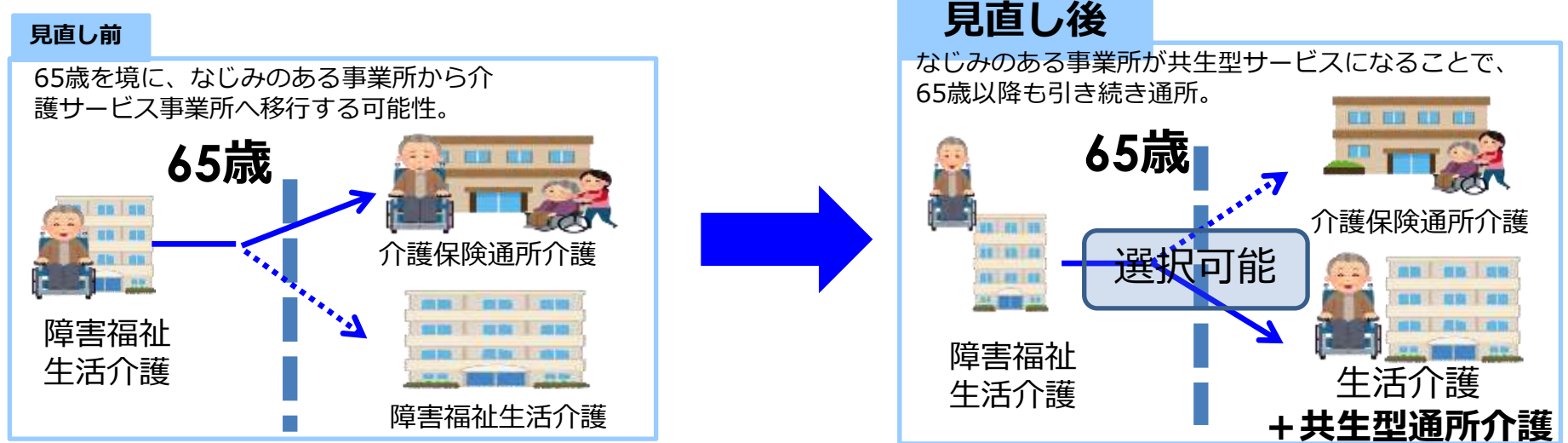
- 住まいの場であるグループホームの特性（生活単位であるユニットの定員等）は従来どおり維持しつつ、スケールメリットを生かした重度障害者への支援を可能とするため、**1つの建物への入居を20名まで認めた新たな類型**のグループホーム。（**近接分散のグループホームでもOK**）
- 地域における重度障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供するため、**短期入所の併設を必須**とする。

# 共生型サービスにおける相互乗り入れのイメージ

## ★ 介護サービス事業所が共生型障害福祉サービスの指定を受ける場合（障害報酬）



## ◆ 障害福祉サービス事業所が共生型介護サービスの指定を受ける場合（介護報酬）



# 令和3年度報酬改定における主要事項

1. 障害者の重度化・高齢化を踏まえた障害者の地域移行・地域生活の支援、質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し等
2. 効果的な就労支援や障害児者のニーズを踏まえたきめ細やかな対応
3. 医療的ケア児への支援などの障害児支援の推進
4. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進
5. 感染症や災害への対応力の強化等
6. 障害福祉サービス等の持続可能性の確保と適切なサービス提供を行うための報酬等の見直し

# 新型コロナウイルスを含む感染症対策

1. 感染症対策として、感染対策に関する委員会の設置や指針の策定、業務継続計画（BCP）の策定と事前の訓練などを義務付け（3年間の経過措置）
2. 新型コロナウイルス対応で各種経費の「かかり増し」があることを踏まえ、2021年9月まで全サービスにおいて基本報酬に1単位の上乗せ
3. 上乗せ対応は9月までで終了の予定だが、感染状況に応じて柔軟に対応

# 質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し

## ① 基本報酬の充実（単位数の引き上げと加算の組み込み）

- ① 計画相談支援・障害児相談支援の経営実態を踏まえ、**経営実態が厳しい小規模事業所について大幅に基本報酬を引き上げ**
- ② 人員体制（相談支援専門員の常勤配置数）に応じた従来の「特定事業所加算」については、事務手続き負担が軽減されるよう、**基本報酬へ組み込み**
- ③ 常勤専従職員の配置を更に促進するため、**従来より要件緩和した報酬区分を創設**

〔令和3年改訂後の段階的基本報酬単価〕

報酬区分	常勤専従の相談支援専門員数	サービス利用支援費		
		現行	報酬引き上げ	旧特定事業所加算の組み込み
機能強化（Ⅰ）	4名以上	1,462単位	1,464単位	1,864単位
機能強化（Ⅱ）	3名以上			1,764単位
機能強化（Ⅲ）	2名以上			1,672単位
機能強化（Ⅳ）	1名以上			1,522単位
機能強化なし				1,522単位
報酬区分	常勤専従の相談支援専門員数	サービス利用支援費		
		現行	報酬引き上げ	旧特定事業所加算の組み込み
機能強化（Ⅰ）	4名以上	1,211単位	1,213単位	1,613単位
機能強化（Ⅱ）	3名以上			1,513単位
機能強化（Ⅲ）	2名以上			1,410単位
機能強化（Ⅳ）	1名以上			1,260単位
機能強化なし				1,260単位

- 常勤専従1名の配置が必須の上で、複数の事業所で24時間の連絡体制が確保されること等で機能強化型の算定要件を満たすことを可能とする

（地域生活支援拠点等を構成する指定特定相談支援事業間の協働である場合）

例) 新【機能強化Ⅳ】

新【機能強化Ⅳ】

【機能強化Ⅲ】が算定可能



- 全ての報酬区分において常勤専従の主任相談支援専門員を1人以上配置することを評価（100単位）

## ② 従来評価されていなかった相談支援業務の新たな評価

従来評価されていなかった、計画決定月・モニタリング対象月以外の以下の業務について、新たに報酬上の評価を行う

支給決定前

障害福祉サービス  
利用期間中  
※モニタリング対象月以外

サービス終了前後

初回加算の拡充

集中支援加算の新設

居宅介護事業所等  
連携加算の拡充

- ・ 利用開始前に、居宅等を訪問し、月2回以上の面接



要件を満たした月につき、300単位/月を追加

- ① 居宅等を訪問し、月2回以上の面接
- ② サービス担当者会議の開催
- ③ 他機関の主催する会議への参加



面接、会議開催、会議参加について各300単位

- ① 居宅等を訪問し、月2回以上の面接
- ② 他機関の主催する会議への参加
- ③ 他機関への書面による情報提供



300単位

※書面による情報提供は100単位

## ③ 事務負担軽減及び適切なモニタリング頻度の設定について

- 事務負担軽減のため、加算の算定要件となる業務の挙証書類については基準省令で定める記録（相談支援台帳（サービス等利用計画））等に記載・保管することで可とする
- 適切なモニタリング頻度を担保するために以下の方策を行う
  - ・ 利用者の個別性も踏まえてモニタリング頻度を決定すること等の周知徹底
  - ・ モニタリング頻度を短くする必要がある場合の例示 等

# ここがポイント・相談支援

1. 基本的に今回の報酬改定で新設された加算は「上乘せ」であり、既存の加算と重複して算定可能（ただし、居宅介護支援事業所等連携加算における「情報提供」及び「会議参加」と入院時情報連携加算、居宅介護支援事業所連携加算における「会議参加」と退院・退所加算、集中支援加算における「会議参加」と入院時情報連携加算（Ⅰ）及び退院・退所加算は選択制）
2. 記録の作成が必要な加算は、基本的に基準省令の記録に必要事項が記載されていればOK（実地指導の際などには該当部分を拳証資料として示すことができる状態にしておくことが必要）



# ここがポイント・相談支援

3. 新設加算のうち、集中支援加算と居宅介護支援事業所等連携加算、保育・教育等移行支援加算における「訪問」及び「会議参加」は基本報酬に抱き合わせずとも請求可能
4. 複数事業所による協働体制は、事業所数の上限なく連携可能で、体制の異なる事業所の連携も可能（たとえば、機能強化Ⅳの事業所と機能強化Ⅱの事業所が連携して、機能強化Ⅰの報酬になることも可能）
5. 協働体制を確保する事業所間において文書による協定を締結し、原則、全職員が参加するケース共有会議、事例検討会等を月2回以上共同して実施、留意事項に係る伝達等を目的とした会議（事例検討会と併催可）を週1回開催されているなどの体制が確保されていることが必要

# ここがポイント・相談支援

- 6.協定には、少なくとも締結年月日、協定を締結する事業所名、協定の目的、協働により確保する体制の内容、協働体制が維持されていることの確認方法、協働する事業所の義務、協定が無効や解除となる場合の事由や措置、秘密保持、協定の有効期間が必須
- 7.連携を組むそれぞれの事業所が地域生活支援拠点等の指定を受けていることが条件（地域生活支援拠点の指定方法などについて、市町村への確認が必須）

# ここがポイント・相談支援

8. 居宅介護支援事業所等連携加算、保育・教育等移行支援加算、集中支援加算の連携先は、ケアマネ事業所、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、高等学校、専修学校、大学、特別支援学校、企業及び障害者就業・生活支援センター、行政機関など
9. 「集中支援加算」のサービス担当者会議は本人・家族の同席必須、「サービス担当者会議実施加算」のサービス担当者会議は本人・家族と別途に面談等をしている前提なため、同席必須ではない（同席推奨）
10. モニタリング標準期間については、たとえば集中支援加算が頻発する場合などには、標準期間が6月に1回のところを3月に1回としても差し支えない（集中支援加算は基本的に過渡的な位置付け）

# 就労継続支援 A 型のポイント

1. 基本報酬を「1日の平均労働時間」から総合評価（200点満点の点数方式）へ変更
2. 1日の平均労働時間は、利用者の賃金増加につながることや、支援コストがかかる点を評価 （最大7時間以上で80点）
3. 生産活動収支の状況は、利用者に支払う賃金の総額以上だと高評価 （最大40点）
4. 多様な働き方に係る制度整備及び実施状況は、利用者を職員として登用する、在宅勤務に係る労働条件などを定めている、フレックスタイム制に係る労働条件を定めているなど8項目のうち、任意の5項目を点数化して評価 （最大35点）

# 就労継続支援 A 型のポイント

5. 安心な職場環境の基礎となる支援力向上の取組は、昇給、昇格と連動した人事評価制度の整備、過去3年以内の福祉サービス第三者評価の受審状況、外部講師による内部研修会の開催状況8項目のうち、任意の5項目を点数化して評価 （最大35点）
6. 地域連携活動の実施状況は、前年度に実施した地元企業と連携した高付加価値の商品開発、施設外就労による地域での働く場の確保など地域と連携した取組みが1事例でもあれば評価 （10点）
7. これらの スコアを公表しないと減算（マイナス15%）

# 就労継続支援 A 型の報酬設定イメージ

## 現行

- 「1日の平均労働時間」に応じて報酬を算定

平均労働時間	基本報酬
7時間以上	618単位/日
6時間以上 7時間未満	606単位/日
5時間以上 6時間未満	597単位/日
4時間以上 5時間未満	589単位/日
3時間以上 4時間未満	501単位/日
2時間以上 3時間未満	412単位/日
2時間未満	324単位/日

※ 従業員配置7.5 : 1、定員20人以下の場合の単位

## 見直し後

- 基本報酬の算定に係る実績について、現行の「1日の平均労働時間」に加え、「生産活動」、「多様な働き方」、「支援力向上」及び「地域連携活動」の5つの観点から成る各評価項目の総合評価をもって実績とする方式（スコア方式）に見直す。

評価指標	判定スコア
<b>労働時間</b> 1日の平均労働時間により評価	5点～80点で評価
<b>生産活動</b> 前年度及び前々年度における生産活動収支の状況により評価	5点～40点で評価
<b>多様な働き方</b> 利用者が多様な働き方を実現できる制度の整備状況とその活用実績により評価	0点～35点で評価
<b>支援力向上</b> 職員のキャリアアップの機会を組織として提供している等、支援力向上に係る取組実績により評価	0点～35点で評価
<b>地域連携活動</b> 地元企業と連携した高付加価値の商品開発、施設外就労等により働く場の確保等地域と連携した取組実績により評価	0点～10点で評価

スコア合計点	基本報酬
170点以上	724単位/日
150点以上170点未満	692単位/日
130点以上150点未満	676単位/日
105点以上130点未満	655単位/日
80点以上105点未満	527単位/日
60点以上80点未満	413単位/日
60点未満	319単位/日

※ 従業員配置7.5 : 1、定員20人以下の場合の単位

- 事業所ホームページ等を通じて、スコア方式による評価内容は全て公表することを事業所に義務づける（運営基準の見直し）とともに、未公表の場合には基本報酬を減算する。



※ 令和3年度における基本報酬においては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、「1日の平均労働時間」や「生産活動収支の状況」について前年度（令和2年度）実績を用いなくてもよいなどの柔軟な取扱いを実施。

# 就労継続支援 B 型のポイント

1. 従来の工賃に応じた報酬体系（工賃系）と、工賃に関係なく一律の報酬体系（一律系）を選択可能とする（ただし、年度中の変更は不可、2体系を多機能型にすることも不可）
2. 工賃系は現行の7段階を8段階に細分化し、1万円未満が最低区分となる
3. 一律系の基本報酬は工賃系の最低区分より低くなるが、新たに「地域協働加算」（30単位/日）と「ピアサポート実施加算」（100単位/月）を設定

# 就労継続支援 B 型のポイント

4. 地域協働加算は、地域住民などの地域関係者と協働して生産活動収入がある活動を行い、その内容をインターネットなどで公表した場合に算定可能
5. ピアサポート実施加算は、就労や生産活動などへの参加について、地域生活支援事業のピアサポート養成研修（基礎・専門）または準ずる研修を受講したと自治体が認めた者がピアサポートを実施した場合に、月単位で算定可能
6. 就労移行支援体制加算、就労移行支援を利用することになった際の「就労移行連携加算」、福祉専門職員配置等加算については、A型と同じ



# 就労継続支援 B 型の報酬設定イメージ

## 現行

- 「平均工賃月額」に応じた報酬体系

平均工賃月額	基本報酬
4.5万円以上	649単位/日
3万円以上 4.5万円未満	624単位/日
2.5万円以上 3万円未満	612単位/日
2万円以上 2.5万円未満	600単位/日
1万円以上 2万円未満	589単位/日
5千円以上 1万円未満	574単位/日
5千円未満	565単位/日

従業員配置7.5：1、定員20人以下の場合の単位

(※) 令和3年度の基本報酬においては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、「平均工賃月額」に応じた報酬体系において前年度（令和2年度）実績を用いなくてもよいなどの柔軟な取扱いを実施。

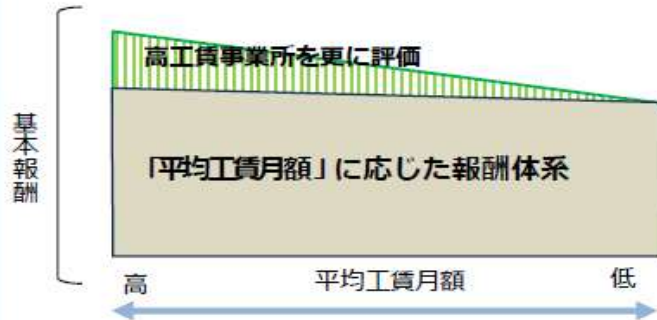
## 見直し後

### 基本報酬の報酬体系の類型化

- 「平均工賃月額」に応じた報酬体系（※）
  - ・高工賃を実現している事業所を更に評価
  - ・よりきめ細かく実績を反映するため8段階の評価を導入

平均工賃月額	基本報酬
4.5万円以上	702単位/日
3.5万円以上4.5万円未満	672単位/日
3万円以上3.5万円未満	657単位/日
2.5万円以上3万円未満	643単位/日
2万円以上2.5万円未満	631単位/日
1.5万円以上2万円未満	611単位/日
1万円以上1.5万円未満	590単位/日
1万円未満	566単位/日

従業員配置7.5：1、定員20人以下の場合の単位



- 「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系【新設】

定員	基本報酬
20人以下	556単位/日

従業員配置7.5：1の場合の単位

新たな加算の創設

【地域協働加算】（新設） **30単位/日**  
 利用者の多様な働く意欲に応えつつ、就労を通じた地域での活躍の場を広げる取組として、就労や生産活動の実施にあたり、地域や地域住民と協働した取組を実施する事業所を評価。

【ピアサポート実施加算】（新設） **100単位/月**  
 就労を続ける上での不安の解消、生産活動の実施に向けた意欲の向上などへの支援を充実させるため、ピアサポートによる支援を実施する事業所を評価。



「利用者の就労や生産活動等への参加等」  
 をもって一律に評価する報酬体系（新設）

地域協働加算（新設）

ピアサポート実施加算（新設）

基本報酬

加算

# 生活介護のポイント

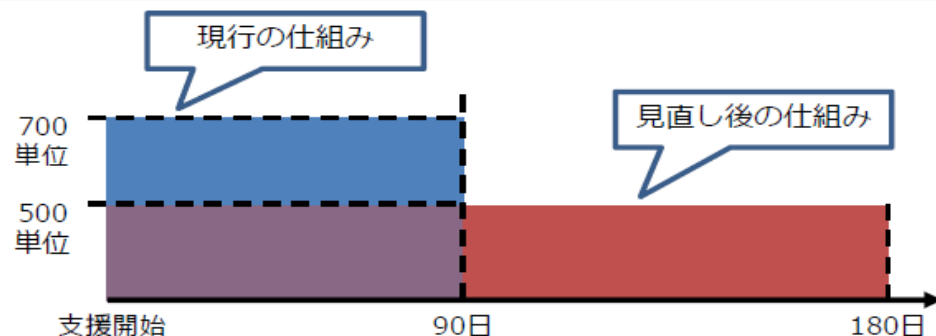
1. 医療的ケア者のサービス利用を促進するため、常勤看護職員等配置加算に常勤看護職員3人以上配置の区分（常勤看護職員等配置加算（Ⅲ）（定員20名以下で84単位））を新設（医療的ケアのスコア項目で該当する者を2名以上受け入れていることが条件）
2. 重度障害者支援加算については、施設入所支援と同じ加算条件とするほか、入所施設併設の生活介護を強度行動障害者が通所のみで利用している者への算定を可能とする
3. また、常勤看護職員等配置加算（Ⅲ）や人員配置体制加算（Ⅰ）を算定している事業所で重症心身障害者を2人以上受け入れている場合には50単位の体制加算

# 生活介護・入所施設の重度障害者支援加算

## 1. 共通事項

- 強度行動障害を有する者に対して個別の支援を行う場合の、利用者の状態確認や利用者が環境の変化に適應するためのアセスメント期間を一定程度見直し、加算算定期間の延長及び加算の単位数を見直す。

- ・算定期間：（現行） 90日 →（改正後） 180日
- ・単位数： （現行） 700単位 →（改正後） 500単位



## 2. 生活介護（強度行動障害関係）

- 強度行動障害を有する者が、障害者支援施設が実施している生活介護を通所で利用している場合であって、当該利用者に対する支援計画を作成し、当該計画に基づいて支援を実施している場合には、重度障害者支援加算の算定を可能とする。

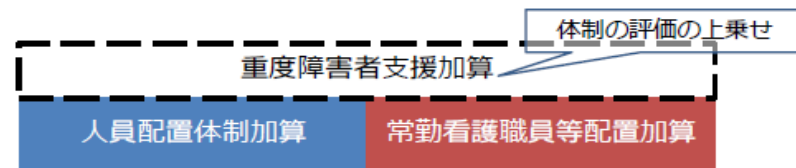
- ・ 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者を1人以上配置し、支援計画を作成する体制を整備 7単位/日
- ・ 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者が、実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、強度行動障害を有する者に対して個別の支援を実施 180単位/日

## 3. 生活介護（重症心身障害者関係）

- 重症心身障害者の受入を評価するため

- ・ 人員配置体制加算（Ⅰ）※直接処遇職員を1.7:1以上配置
- ・ 常勤看護職員等配置加算（Ⅲ）※常勤換算で看護職員を3人以上配置

を算定している場合に、両加算の要件を超える人員配置をしている場合に加算を算定可能とする。



# 障害者虐待の防止・身体拘束の廃止

1. 障害者虐待防止については、虐待防止委員会の設置や責任者の配置、職員研修が義務化される（義務化は令和4年度から）
2. 身体拘束の廃止については、委員会の設置や指針の策定、職員への周知が令和5年度から義務化される（虐待防止の取組みと抱き合わせでもOK）
3. 上記の義務化により、委員会を未設置の場合なども身体拘束廃止未実施減算の対象となる（一律にマイナス5単位）
4. 訪問系サービスについても令和5年度から上記の内容により身体拘束廃止未実施減算を適用する （ほぼすべてのサービスが該当に）

# 障害者差別解消法の改正

1. 令和3年6月4日に障害者差別解消法の改正が成立・公布されました
2. これにより、民間事業者における合理的配慮の提供が義務化されるほか、国と都道府県・市町村との連携強化、差別解消に向けた相談対応人材の育成などが進む見込みです
3. 特に、民間事業者における合理的配慮の提供義務化は、育成会にとっても重要です

# 障害者差別解消法について(概要)

## I. 差別を解消するための措置

### 不当な差別的取扱いの禁止

国・地方公共団体等  
事業者

法的義務

【例1】受付の対応を拒否

【例2】介助者なしの入店を拒否



### 合理的配慮の提供

国・地方公共団体等

法的義務

民間事業者

法的義務

【例1】携帯  
スロープ  
で補助



【例2】  
手話通訳や  
要約筆記  
を実施  
障害者に  
前列の席  
を確保



### 具体的 対応

- (1) 政府全体の方針として、差別の解消の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）
- (2) { 国・地方公共団体等 ⇒ 当該機関における取組に関する対応要領を策定（※地方の策定は努力義務）  
事業者 ⇒ 主務大臣が事業分野別の対応指針（ガイドライン）を策定

※雇用分野における対応については、障害者雇用促進法の定めるところによることとされている。

## II. 差別を解消するための支援措置

### 相談・紛争解決

- 相談・紛争解決の体制整備 ⇒ 既存の相談・紛争解決の制度の活用、充実

### 地域における連携

- 障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携

### 啓発活動

- 普及・啓発活動の実施

### 情報収集等

- 国内外における差別及び差別の解消に向けた取組に関わる情報の収集、整理及び提供

# 全国で広まりつつある啓発キャラバン隊

1. 外形的に障害の状況（社会的障壁の所在）が分かりにくい知的・発達障害の特性を、地域住民にも分かりやすく、親しみやすく理解できるように疑似体験等を取り入れて啓発活動する団体（啓発隊）が増加中
2. 平成15年（2003年）に神奈川県座間市で発足した「座間キャラバン隊」が始祖とされ、各地の実情を踏まえて地域ごとに展開（全育連でも、毎年「啓発キャラバン隊研修会などを開催）

# 全国で広まりつつある啓発キャラバン隊

3. 隊ごとプログラムに違いはあるものの、多くは知的・発達障害の疑似体験を実施
4. 切断して透明テープを貼ったペットボトルで飲み口側に向かって風景を見る（いわゆるシングルフォーカス体験）、軍手をした状態で折り紙を折る（精緻運動の困難性体験） など
5. 分かりにくい知的・発達障害の特性を知ることで、合理的配慮や建設的対話が広がり、共生社会に近づく可能性を高める効果



# 法を活用して啓発活動を！

1. 啓発隊活動は基本的に手をつなぐ育成会等の自主活動だが、各法で規定される行政施策の推進とも親和性が高い
2. 一例として、障害者差別解消法では地方自治体に対して啓発活動の実施を義務付け
3. また、障害者総合支援法では地域生活支援事業の必須事業に障がいのある人の地域生活に関する啓発事業を位置付け
4. いずれも啓発隊活動が施策の対象となる

# 法を活用して啓発活動を！

## 障害者差別解消法第15条

（啓発活動）国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

## 障害者総合支援法第77条第1項

（地域生活支援事業）市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

一 障害者等の自立した日常生活及び社会生活に関する理解を深めるための研修及び啓発を行う事業

二 障害者等、障害者等の家族、地域住民等により自発的に行われる障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようにするための活動に対する支援を行う事業【以下省略】

# 成年後見制度に関するうごき

1. 平成28年に施行された「成年後見制度利用促進法」に基づき、国では利用促進のための基本計画を策定し、さらに専門家会議を設置して運用の改善を進めています（専門家会議には、全育連から久保会長が参加）
2. 利用促進基本計画は平成28年度から令和3年度までを期間として、令和元年度に中間検証を行い進捗状況をチェックすることになっています

# 成年後見制度に関するうごき

3. 利用促進計画のポイントは大きく4つあり、利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり、不正防止の徹底と利用しやすさの調和、成年被後見人等の権利制限（欠格条項）の措置の見直しとなっています
4. 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善については、主に後見等による意思決定支援や後見人等の交代などを検討しています

# 成年後見制度に関するうごき

5. 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりについては、市町村単位で設置予定の「中核機関」の設置促進や市民後見人の育成・活用などを検討しています
6. 不正防止の徹底と利用しやすさの調和については、専門職団体による不正防止の取組みや成年後見支援預金（普通預金の成年後見版）の活用などを検討しています

# 成年後見制度に関するうごき

7. 成年被後見人等の権利制限（欠格条項）の措置の見直しについては、すでに成年後見制度の利用を理由とした欠格条項を廃止する法律が成立し、運用されています

このように、ある程度は成年後見制度に関する運用が改善されつつありますが、全育連としては「後見類型が多い」「一度使うとやめられない」「身上保護が手薄い」「何より報酬が高すぎて年金収入では支払えない」などの課題を提示して、さらなる運用改善を求めています

# 成年後見制度の概要

知的障害・発達障害、認知症のある人が社会生活において福祉サービスの契約、お金の管理をはじめ、遺産分割などの**法律行為をする場合に、判断能力が不十分だったり、その契約によってどんな効果が発生するのか、自分の行為の結果の判断ができなかったり、不十分だったりする**場合があります。

成年後見制度は上記のような方々について、本人が所有している預貯金等の財産管理、福祉サービスの契約や施設の入退所、生活に配慮する身上監護などを**本人に代わって法的に権限が与えられた成年後見人等が行うこと**によって、本人を保護し、支援する制度です。

また、成年後見制度にはすでに判断能力が不十分な人に代わって法律行為を行う『**法定後見制度**』と、本人があらかじめ「誰に、どのような支援をしてもらおうか」を決めることができる『**任意後見制度**』があります。

# 法定後見制度と任意後見制度

## ■ 法定後見制度【知的障害のある人は原則こちら】

障害や病気、事故などが原因で、**すでに判断能力が不十分な本人に代わって**、法律行為をしたり、被害にあった契約を取消したりする制度です。

本人はすでに契約能力がないため、主体的な制度利用はできません。成年後見制度の申立を行うのはご家族・ご親族（四親等以内）が行います。判断能力のちがいによって「後見人」「保佐人」「補助人」の三種類があります。

## ■ 任意後見制度

**今は元気で判断能力に問題はないが**、将来、判断能力が不十分になった場合に備えておくための制度です。この制度の特徴は、本人自身が主体的に自分の判断能力が不十分になったあとの生き方を決められることです。「こんな支援をしてもらいたい」「この施設に入りたい」など、あらかじめ支援してくれる人と支援内容を実現する契約を行う制度です。



# 成年後見制度の利用の促進に関する法律イメージ図

※平成28年4月8日成立、同年5月13日施行、  
本法附則の規定により平成30年4月1日改正、  
同日施行

## 基本理念

### 成年後見制度の理念の尊重

- ①ノーマライゼーション
- ②自己決定権の尊重
- ③身上の保護の重視

地域の需要に対応した成年後見制度の利用の促進

成年後見制度の利用に関する体制の整備

## 国等の責務

- 1 国の責務
- 2 地方公共団体の責務
- 3 関係者の努力
- 4 国民の努力
- 5 関係機関等の相互の連携

## 基本方針

- 1 保佐及び補助の制度の利用を促進する方策の検討
- 2 成年被後見人等の権利制限に係る制度の見直し
- 3 成年被後見人等の医療等に係る意思決定が困難な者への支援等の検討
- 4 成年被後見人等の死亡後における成年後見人等の事務の範囲の見直し
- 5 任意後見制度の積極的な活用
- 6 国民に対する周知等

- 1 地域住民の需要に応じた利用の促進
- 2 地域において成年後見人等となる人材の確保
- 3 成年後見等実施機関の活動に対する支援

- 1 関係機関等における体制の充実強化
- 2 関係機関等の相互の緊密な連携の確保

## 法制上の措置等

基本方針に基づく施策を実施するため必要な法制上・財政上の措置

施策の実施状況の公表(毎年)

## 基本計画

成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「成年後見制度利用促進基本計画」を策定

## 体制

### 成年後見制度利用促進会議

- ・ 法務大臣、厚生労働大臣、総務大臣で構成する。
- ・ 関係行政機関相互の調整を行う。

意見

### 成年後見制度利用促進専門家会議

- ・ 有識者で組織する。
- ・ 基本計画における施策の進捗状況を把握・評価し、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進のため、必要な対応を検討する。

## 地方公共団体の措置

### 市町村の措置

→ 国の基本計画を踏まえた計画の策定等

→ 合議制の機関の設置

援助

### 都道府県の措置

人材の育成  
必要な助言

法改正に伴い、H30. 4. 1に発足。両会議の庶務は厚生労働省に置かれている。  
(改正前までは内閣総理大臣を会長とする成年後見制度利用促進会議と有識者で組織する成年後見制度利用促進委員会が置かれていた。)

久保会長が委員として参画

# 全国手をつなぐ育成会 連合会のうごき

別添の令和3年度事業計画も  
あわせてご覧ください

# 一般社団法人格の取得と事務局体制の強化

1. 全国手をつなぐ育成会連合会は、令和2年4月に一般社団法人格を取得し、それまでの任意団体から法人格を有する団体となりました
2. 法人格を取得したことにより、民間助成金の申請や国事業の受託などが可能となり、令和2年度には厚生労働省の障害者虐待防止指導者養成研修を受託することができました
3. また、事務局体制を強化し、従来の滋賀事務所に加え、法人本部として東京事務所を構えました

# 一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会

## (東京事務所・法人本部)

事業・業務全般に関する問合せ

〒160-0023 東京都新宿区西新宿7-17-6 第三和幸ビル2F-C

電話：03-5358-9274

FAX：03-5358-9275

メール：[info@zen-iku.jp](mailto:info@zen-iku.jp)

## (滋賀事務所)

書籍の注文発送、会員管理に関する問合せ

〒520-0860 滋賀県大津市石山千町256-1 コスモスハウス108号

電話：077-536-5297

FAX：077-536-5299

メール：[siga-jimu@zen-iku.jp](mailto:siga-jimu@zen-iku.jp)

いずれも、お電話は平日の9時30分から17時までにお問い合わせいただけます。

# 大規模災害・新型コロナへの備え

1. 令和元年度から続き新型コロナウイルス感染症への対応として、東京事務所を対策本部に位置付けて各種の対応を進めています
2. ホームページやフェイスブックを活用して、会長コメントや省庁への緊急要望を公開しています
3. 加えて知的障害のある人向けのリーフレットや、全国から集まった笑顔の写真をスライドショーにした作品を公開（ユーチューブに公式チャンネルを開設）しています

# 大規模災害・新型コロナへの備え

4. 地震や台風、集中豪雨などの大きな災害に加え、新型コロナのような疫病にも対応した、育成会会員や知的障害者支援事業所への支援を提供するための基金です
5. これまでも大きな被害が生じた地域の正会員への見舞金などを支給してきましたが、被害からの回復支援や新型コロナ対応の感染予防衛生用品の備蓄と配送なども行っています

滋賀銀行（銀行コード：0157）県庁支店（支店番号：160）普通口座  
口座番号：0519909  
口座名義：（一社）全国手をつなぐ育成会連合会災害等活動支援基金会長久保厚子

ウイルスは小さくて  
目では見えません

# 新型コロナウイルスに かからないようにするために

感染したり、誰かにうつしてしまったりしないように、注意すること

- 1 **せっけんで  
しっかり手を洗う**  
家に帰ったときやごはんを食べる前には、  
せっけんで手を洗きましょう。  
指の間、指の先、親指、手首なども  
しっかり洗きましょう。
- 2 **手を消毒する**  
せっけんで手を洗えないときは、  
アルコールなどの消毒液で消毒しましょう。  
消毒液を手にかけて、手のひら、指、  
指の間、親指、手首をしっかりとこすります。
- 3 **手で顔をさわらない**  
手にはウイルスが付いているかも  
しれません。  
口や鼻、目はさわらない  
ようにしましょう。



- 4 **せきやくしゃみをするときは、  
ハンカチを使う**  
せきやくしゃみが出るときは、ハンカチや  
タオルで鼻と口をおおきましょう。  
マスクがあれば、マスクをしましょう。
- 5 **ドアノブや手すりなどを  
消毒する**  
ウイルスは、金属やプラスチックの  
表面に長く残ります。  
ドアノブや手すり、テーブル、携帯電話など、  
手でよくさわるところは  
アルコールなどで消毒しましょう。
- 6 **人が集まるところには  
行かない**  
ウイルスは、人から人にうつります。  
人が集まるところには  
行かないようにしましょう。



- 7 **話をするときは  
2メートルほど離れる**  
他の人と話すときは、2メートルほど  
離れましょう。2メートルは、  
大人が両腕を広げたくらいの長さです。  
必要なことは、電話やメールで  
伝えるとよいです。
- 8 **遊びに行くのは  
少しがまん**  
旅行やおでかけなどは少しのあいだ  
がまんしましょう（新型コロナウイルスが  
おさまったら、思いっきり遊びましょう!）。
- 9 **鼻が熱いと思ったり  
家から出ない**  
鼻があつたり、咳やくしゃみが出たり、  
息苦しかったり、いつもより体調が  
よくないと思ったら、家から  
出ないようにしましょう。



一般社団法人 全国手をつなぐ育成会連合会

※ 37.5℃以上の熱が4日間続いたら、地域の保健所に電話してから病院に行きましょう。

# 新型コロナ啓発 リーフレット

<http://zen-iku.jp/info/3728.html>



知的・発達障害のある人にもなるべく分かりやすくお伝えするため、イラストを多く使い、説明も短く、分かりやすい表現とした上で、ルビを振っています



# 全国手をつなぐ 育成会連合会 チャンネル

<https://www.youtube.com/channel/UC5ku3sanVaM1u6hM4MLCKVA>



チャンネル  
登録お待ち  
しています！

The screenshot shows the YouTube channel page for '全国手をつなぐ育成会連合会チャンネル'. At the top, there are navigation icons for home, video, and playlist. Below that, the channel name is displayed along with '登録済み' (Registered) and a bell icon. The subscriber count is listed as 'チャンネル登録者数 198人'. There are three tabs: 'ホーム' (Home), '動画' (Videos), and '再生リスト' (Playlists). A sidebar on the left contains options like 'ライブラリ' (Library), '履歴' (History), '後で見る' (Watch later), and '高く評価した動画' (Videos rated highly). The main content area shows a video titled 'つなぐ育成会保... 笑顔1' with a duration of 2:54. Below it, there are two more video thumbnails: one with a yellow dinosaur and a purple robot, and another showing a person's face. The video titles and view counts are partially visible.

# 福祉理念の普及事業の継続

1. 神奈川県立津久井やまゆり園における大量殺傷事件を、決して風化させてはなりません
2. 全育連としては、この事件を風化させることなく、広く社会全体と課題を共有し、命の重さと福祉の理念を多くの国民に浸透させることが重要と考えます
3. 令和3年度についても、厚生労働省が主宰する「障害福祉従事者等に対する共生社会の基本理念の普及啓発事業」の「共生社会フォーラム」（福祉サービスの質の向上を図ることを目的に全国各地を巡回するフォーラム）への開催協力を継続していきます

# 地域資源開発の取組み

1. 何より、育成会活動の基盤は都道府県、市区町村、事業所単位の育成会（親の会）です
2. 令和3年度については、全育連の政策センターで刊行した「地域資源開発協働推進ハンドブック」を活用した研修会を、要請に基づき各地で開催します
3. せっかく法改正などで新しいサービスができたとしても、お住まいの地域で使うことができれば意味がありません
4. ハンドブックを活用した研修会を企画していただき、市町村行政や相談支援事業所などと協働した地域資源の開発を進めていきましょう

# 新しい時代の育成会活動に向けて

1. いわゆる団塊世代が75歳（後期高齢者年齢）に到達する「2025年問題」の時期を迎える令和7年を見据えて、全育連では令和2年度から全育連組織等のあり方について検討するプロジェクトチームを立ち上げました
2. 大きく「機関誌機関誌「手をつなぐ」のあり方」「全国大会のあり方」「規程類整備のあり方」「財政基盤安定のあり方」の4点をテーマとし、それぞれに担当副会長を置いて協議を進めています
3. 検討結果は、正会員の皆さまにもお示ししますので、ぜひ今後の育成会活動について、各地域でも検討を進めてください

# 保険事業を活用した会員拡大を

1. 保険商品は知的障害があることだけを理由に加入できなかつたり、保険金が支払われなかつた利するケースが多く、加入ニーズがあります
2. また、本人であれ家族であれ支援者であれ、比較的年齢層の若い方の加入が見込まれます
3. そのため、全育連では「会員である」ことを条件とした団体契約保険を複数ご用意しました
4. 育成会新規加入促進の「1つのツール」として支援学校や事業所へのP Rに活用可能です

# 全育連が展開する保険商品

商品名	概要	問合せ先
暮らしのおたすけプラン	本人や家族、支援者などが病気やケガ、天災等で長期療養になった際に、それまでの所得を60%程度補償する保険	全国手をつなぐ 育成会 連合会  03 5358 9274
がんのおたすけプラン	知的障害のある人も加入しやすいシンプルな告知で、がんに関する治療費をカバーする保険	
おたすけプラン 日ごろの備え	告知不要、年齢に関係なく加入できる総合傷害保険で、自転車の自賠責保険も兼ねる	

全育連の保険は、会員向けの団体契約で保険料割引！

ご清聴  
ありがとうございます  
ございました